

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

T. V. Subba Rao, 'Non-Alignment in International Law and Politics'

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1982-08-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2151

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



T. V. スッバ・ラオ「国際法と政治における非同盟」

家 正 治

I

現在国際連合の加盟国数は原加盟国数の3倍以上になっているが、その内非同盟諸国は約2/3に達している。1978年および1982年の国連軍縮特別総会が非同盟諸国のイニシャチブで行なわれたように、今日非同盟運動は国際政治や国際経済を動かす一つの大きな勢力となり、旧来の国際秩序を改編して新しい秩序をもたらそうとしている。

このような状況を反映して、非同盟運動に関する研究も数多く出されているが、ここでとり上げる書物もその一つである。本書は、T. V. SUBBARAO, NON-ALIGNMENT IN INTERNATIONAL LAW AND POLITICS, Deep & Deep Publications (New Delhi), 1981, 176 pp. である。著者は、1978年に Sri Venkateswara 大学で「憲法と国際法」で法学修士号を取得し、以後 V. R. Law College で講師を務めている。なお、現在彼は Mysore 大学大学院法学研究科の教授、C. K. N. Raja 博士の指導の下で博士号を取得すべく努めている。

本書の序文は、上記の C. K. N. Raja 博士が書き、著者が十分な資料を使用することにより非同盟に関する枠組を提起しているとしている。本書の構成は、9章と資料、文献目録、索引からなっている。各章の見出しは以下のとおりである。

第1章 序 論

- 第2章 非同盟の概念上の枠組
- 第3章 非同盟の基本的属性
- 第4章 非同盟——インドの展開
- 第5章 非同盟——他の代表的諸国の研究
- 第6章 非同盟——超大国の見方
- 第7章 バンドンからニューデリーへ
- 第8章 非同盟と国際法
- 第9章 結 論

以下、著者が非同盟に関する興味深い法律論あるいは国際法学との関連について述べている点および非同盟の概念上の枠組の部分を中心に紹介した後、筆者の本書に対する感想と非同盟の国際法学上の位置に関する若干の筆者のコメントを付したいと考えている。

II

まず序論では、非同盟は平和と安全、新しい国際経済、社会、政治秩序の樹立への人類の探究を象徴するものであると指摘して以下のように述べている。

第二次世界大戦後、冷戦が始まり、このような否定的な世界の中で新興国の国に非同盟が現われた。非同盟は、国際問題での主権の投影であり、異なる国家間の協力の基礎をもなし、また勢力均衡 (balance of power) に基づく国際平和の見解を拒否するものである。非同盟は、基本的規則、即ち外交政策の原則である。非同盟は外交政策そのものではなくて、外交政策をアプローチする手段である。非同盟の概念は普遍的な概念であって、地理的な同一性 (identity) をもつ概念ではない。西側の学者は非同盟を誤解しているが、非同盟は静的な (static) ものではなく動的な (dynamic) ものである。非同盟は、国際問題を独自に判断する積極的な (positive) 要素と同盟を行なわない否定的な (negative) 要素をかねそなえている。非同盟は世界平和という主たる目的以外に、社会的・民族的解放、途上国の独立の強化、

民族的・主権的自由の確立、および新国際経済秩序（NIEO）の樹立のための闘争を有している。非同盟は中立や中立主義とはちがって政治的概念である。非同盟といえば、インドでの展開を見る必要がある。非同盟が定着するまでにインドで表明されていたが、その定立者はネルーである。インディラ・ガンジー時代では、非同盟は柔軟性をもつにいたる。インド・ソビエト条約はしばしば批判されるが、非同盟と矛盾するものではない。インドの野党は対外問題に関心をもたないが、中国との戦争後いくつかの野党は非同盟を批判するものがあった。ただ Janata 党が「真正な非同盟」（genuine non-alignment）を新しく強調したが、それは「非同盟の積極的役割を強調し、その時代の必要性から便宜のために原則を犠牲にすることを拒否するもの」である。非同盟の概念はインドだけでなく、インド洋で戦略的地点にあるスリランカはインドの見解を踏襲し、エジプトはナショナル・インタレストに役立たせる手段としてプラグマチックに非同盟を用いている。また、ユーゴスラビアの場合、非同盟とはいえかつて植民地でなかったこと、第二次世界大戦直後ソ連と同盟していたこと、地理的にヨーロッパに位置していることから他の非同盟諸国と類似性は少ない。米国、特にダレス長官は非同盟を非道徳（immoral）で共産主義的遊戯（communist game）と考え、またソ連も非同盟諸国を民族ブルジョワ、帝国主義国の代理と呼んでいた。しかし、ソ連は1953年のスターリンの死後、また米国は1960年代になって非同盟の効用を認めるにいたった。非同盟の発展・展開はイデオロギー的なトーンから経済的・政治的現実にしだいに転換している。その中で非同盟は国際問題の解決や国際法の発展に大きな貢献を行なっている。

以上のように序論の紹介が少し長くなったが、著者は本書の全体の輪郭を述べていることからあえて詳述した。

第2章では、非同盟は個々の国家が援用する原則であり、外交政策にアプローチする原則でありまた大国と異なる外交上のアイデンティティを確立する手段であって、したがって非同盟の適用には地理的、宗教的、経済的立場

のような要素によって国により偏差 (variation) がある、として次のように述べている。

非同盟 (non-alignment) を表わすために、‘positive policy for peace’, ‘positive neutrality’, ‘non-engaged’ などの用語も用いられた。非同盟の用語は、1953—54年に国連で Krishna Menon が初めて使用した。ナセルや他のアラブの指導者は ‘positive neutrality’ の用語を好むが、ネルーはこれを好まずに、‘keep aloof from blocs’, ‘independent ‘policy’, ‘friendly relations with all’, ‘positive policy for peace’ などを好んだ。非同盟の用語は1961年ベルGRADE会議で定着した。若干の学者は、英国の大陸に対する ‘isolation’ あるいは ‘free hand’ と比較するが、非同盟は大国の勢力均衡に対していずれか一方にくみするゲームではなくて (alternative game), それは真の勢力均衡に達する手段である。非同盟の概念は積極的な面と否定的な面の混合したものであるが、西側の学者は後者の面を強調する。後者とは、どの軍事ブロックとも同盟しない地位、すなわちパワー・ブロックから離れた政治的地位を意味し非同盟の中核をなすものであるが、前者は国際問題で独立を行使する意思と能力、すなわち正しいことは正しい、悪いことは悪いと独自に判断することである。この国際問題への自由な判断においてその自由の程度はナショナル・インタレストにより国家ごとに多様であるが、そのことから非同盟は民族主義的といわれることもある。このように、非同盟の規模は同盟の拒否であるが、1961年のベルGRADE会議で非同盟会議の加盟資格の基準が採択された。①体制を異にする諸国との共存に基づく独立した政策の採用、②民族解放運動への支持、③多数国間軍事同盟に加わらないこと、④二国間軍事同盟条約を締結しないこと、⑤外国の軍事基地を設けないこと。これらの基準は政治的妥協で採択されたことから単純であいまいである。ある者は柔軟に解釈し、他の者は厳格に解釈する。著者は最初の2つは主観的にすぎないとする。非同盟の主な目的として、1949年ネルーは、①平和の追求 (同盟ではなく独立したアプローチで)、②抑圧され

た人民の解放，③民族と個人の自由の維持，④人種差別の廃絶，⑤欠乏，疾病，無知の除去，を上げた。しかし，抑圧された人民の解放，反植民地主義については一致が有るが，しかしその程度については差異が存在する。例えば，1861年ベルグラード会議でネルーは「古い植民地主義はなくなった。最も重要な問題は世界平和の獲得である」と述べたのに対し，ナセルは「世界平和と反植民地主義は共に重要である」と述べた。これはアジアとアフリカの違いであり，植民地解放の進み具合の程度の違いによるものである。また，ヨーロッパ大陸の非同盟諸国の目的は異なっており，平和という一般的な目的の以外に，①ヨーロッパで新しいブロックの形成を防止すること，②ヨーロッパの問題を解決する上で少数の国が独占的に行なうことを防止すること，③ヨーロッパの問題の解決においてイニシャチブをもつこと，④ヨーロッパの世論を高めること，である。なお，非同盟について誤解があるが，その一つは非同盟は中立（neutrality）と同じものであるとする考えである。中立は戦時における国家の法的地位であるに対して，非同盟はブロックから離れている政治的地位であって国際法上なんらの権利義務もない。非同盟は戦争においてではなく冷戦において問題となる。即ち非同盟は戦争に際して常に中立であるとはかぎらない。ネルーは，かつて，「自由や正義が脅かされ，また侵略が起ったときは中立でありえない」と述べたことがある。誤解の2つ目として，中立主義（neutrality）と同じと見るものである。即ち中立は戦時での不干与に対し，中立主義は冷戦における不干与であると見る。しかし，非同盟には積極的な側面がある。また，孤立主義（isolationism, diplomatic passivity, immobilism）と同じと見る考えがある。しかし，非同盟は孤立しているのではなく国際問題に積極的な役割や参加を行なう。さらに2つのブロックとの等距離（equidistance）政策とも異なっている。むしろ非同盟は問題によっては一方のブロックに傾斜する（例えば反植民地主義ではソ連に，ハンガリ問題では米国に傾斜した）。また非暴力（non-violence）と見る見解がある。しかし非同盟は非暴力に基づく政策ではない。

前者は政治的原則であるに対して後者は道徳的原則であって、なんら両者の間に共通する関係はない。次に大国から軍事援助を受けることは非同盟に抵触するか見ておく必要がある。しかし、軍事援助と軍事同盟とは区別されなければならない。軍事同盟は相互の完全な約束であって非同盟に反するに対して、軍事援助は大国と完全な結合をさけている。非同盟は軍事的弱さの現われではない。

以上非同盟の要素をまとめれば、それは国際問題での大巾な政策・行動の自由を保有しており、平和と協力を促進し、孤立主義ではなくて国際問題で重要な役割を果たし、傍観者にとどまることなく、また排他的な政策を遂行せず、友好を排除しないことである。

第3章では、非同盟は冷戦の産物であり核の恐怖の産物であり、新興国の国家的利益を達成するための妥協の産物であるが、これらは原因の全部ではないとして、以下のように考察する。

それには、特定の国の特別な事情を別にすると、物質的な理由と非物質的な理由がある。前者は地理的な要素と経済的要素に、後者は歴史的要素と哲学的要素に分けられる。地理的要素はいくつかの非同盟諸国に意味を有している。例えば、スリランカはインド洋で戦略上重要な位置を占めている。ビルマは中国とインドの間、またネパールは中国とインドの間という地理的位置が非同盟に向わせている。またアラブの諸国の非同盟は主としてイスラエルに対する関係からである。経済的要素として、新興国は経済的解放と経済的發展を求めているが、インドの外交政策も長期的には貧困を克服するためのものであり米ソから援助を得ている。スリランカも通商を拡大し、外国の援助を得るために、またインドネシアは製品の市場確保のために非同盟政策をとっている。歴史的要素はほとんど2世紀にわたって西側諸国の支配の下にあったことからくる要素であるが、そのことから当然のこととして人種主義や植民地主義に反対して非同盟政策がとられる。哲学的要素として、非同盟の指導者とりわけインド、ビルマ、スリランカ、カンボジアおよびイスラ

ム諸国の指導者は、宗教上・精神上の問題に言及している。例えば、インドの学者は古代インドの宗教と伝統の影響を述べて非同盟はインド人の英知の表明であり、それらはインド外交に無意識的に影響を与えているとする。

第4章は、ネルー、シャストリおよびインディラ・ガンジーの各時代の非同盟政策、野党の見解および最近の展開について述べている。とりわけ、ネルー時代においては、コモンウェルスとの関係、インド憲法上の規定、平和五原則との関係、カンミール問題、ゴア紛争および中国の侵攻との関連について記述している。また、インディラ・ガンジー時代においては、インド・ソ連条約（1971）に言及している。

第5章では、スリランカ、エジプトおよびユーゴスラビアの非同盟について触れている。スリランカでは、1948～56年の時期と1956年以降の時期に分け、1956年の United Front の勝利以降非同盟が指向され、英国軍事基地を撤去させたとしている。また、エジプトについてはスエズ危機、中印戦争、印パ戦争におけるエジプトの対応について論じている。さらに、ユーゴスラビアについては、第二次世界大戦後しだいに非同盟を指向してきた経緯について展開している。

第6章では、超大国の非同盟に対する見方が変化してきたことについて次のように述べている。

第二次大戦後、両超大国である米国およびソ連は自己の影響力を拡大させるために新興国に接近した。予期せぬ非同盟の出現に両国は疑惑的態度を示した。米国のダレス長官は非同盟を非道徳と呼びまたバンドン会議を非常に危険と呼んだ。非同盟は国連憲章の集団安全保障の原則と矛盾するとした。また、非同盟諸国の態度を親共産主義的態度であるとした。しかし、1956年代に米国の非同盟に対する見方が変化した。他方ソ連もスターリン時代では非同盟に反感を示した。もっとも非同盟諸国の反植民地主義や反人種主義は前進的と評価したがマルキシズムに対するいくつかの非同盟諸国の態度から、非同盟を「プチブルジョワ」、「民族ブルジョワ」と呼んだ。しかし、スター

リンの死、フルシチョフの登場、ソ連共産党20回党大会によって、非同盟を支持するにいたった。

両国とも全人口の約1/2、国家数約2/3を占める諸国から孤立して生存できないことをさとしたことを示している。

第7章では、非同盟の発展に関して歴史的区分を行ない、各段階を評価している。第一段階は、1955年のバンドン会議にいたるまでの非同盟の基礎を形成する段階（形成期）、第二段階は、1970年までの非同盟の確立・強化の段階（確立強化期）、第三段階は1970年から1981年2月ニューデリーの非同盟諸国閣僚会議までの段階（NIEO, Diego Garcia の基地などの国際問題との対応をせまられる段階）、および第四段階は1981年2月ニューデリーで開かれた非同盟外相会議以降の新しい段階（著者は「調停の精神」spirit of conciliation と呼ぶ段階）である。

第8章は「非同盟と国際法」と題される筆者として最も関心を有する部分である。著者は、非同盟について国際法学者の注意を引かず著作において言及がない理由として、非同盟が大国間のイデオロギー紛争から単に離れているにすぎないという誤解があり、非同盟が積極的内容を有していることに関する無知によるとしている。ついで、著者は「国際法における非同盟の地位」および「国際法に関する非同盟のインパクト」について述べている。

前者では、非同盟の目的・原則は国連憲章の論理的拡大であり、その主たる目的は国際問題における「行動の自由」であって憲章第2条の中核をなすものであるとして以下のように論じている。非同盟は法制的概念を基礎とする政治的地位を保有している。非同盟は、大国の対立から生じるブロックの取極の存在に反対する勢力であり、平和の維持、植民地主義とアパルトヘイト・人種差別の廃絶、新国際経済秩序へ論理的アプローチを行なうものであるが、これらは憲章で具体化されているものである。ある西側の学者は、非同盟を憲章第7章に反すると批判するが、しかし非同盟は第25条の義務を否定していない。ベルグラード会議からコロombo会議まで、国連への忠誠を表明

している。他方、大国の対立こそ、安全保障理事会の集会的措置を不能にしている。非同盟諸国は、総会で声を結集し、スエズ紛争、ハンガリー紛争において国際世論を喚起した。非同盟は国連憲章に矛盾するものではなく、憲章の目的を拡充するものである。非同盟は、国連を補完・拡充する準組織的地位にあり、1976年のコロンボ会議以降ビューローの設立により一定程度常設性をもつようになっている。ただ、構成文書としての多数国間条約で作られていないこと、常設的な事務局を有しないことのみ相違している。しかし、一般的には定期的に会談をもつ国際的な組織となっている。

また後者の「国際法に関する非同盟のインパクト」では、非同盟会議を通じてこの国際法に対する非同盟の効果の問題と国際法の発展に対する非同盟諸国の貢献の問題について触れている。外交政策は国際法の形成に大きな影響力をもつ。外交政策は国際世論を生み出し、それによって国際法の形成は影響を受ける。即ち、国際法の規範は諸国の闘争と協力の過程で形成される。それは種々の外交政策の政策の結果にもとづくものである。古い国際法、即ち世界の2/3が植民地支配の下にあった時の国際法にはA A諸国はその形成に参加していなかった。このような伝統的国際法はヨーロッパの法であった。このヨーロッパ中心の法が大国の対立の場に横すべりした。しかし、1955年以降、新しい独立国が伝統的国際法に対して発言を行なうようになり、国際法の形成は西側の文化伝統をもつ国々の特権からすべての国家の任務へと転換している。

ところで著者は、非同盟会議によって国際法に及ぼした非同盟の効果について8点を上げてそれぞれ説明しているがここではその網目を示すだけにとどめておこう。

- ①植民地主義の精算
- ②人種差別とアパルトヘイト
- ③共存の原則
- ④不干渉

⑤インド洋平和地帯提案

⑥軍縮と安全保障

⑦国連の強化

⑧新国際経済秩序

また、国際法の発展に関する非同盟の貢献については以下のように述べている。ある者は、非同盟諸国の国際法への発展の貢献はかならずしも非同盟であるからではなくて、たとえ非同盟でなくとも同様に貢献すると述べている。しかし、非同盟は国際問題に対して行動の自由を有している。他方、同盟した国家の場合には配慮して行動しなければならないことから十分な見解を表明しえない。それ故、行動の自由が確保されている非同盟の役割は重要であるとして、その例証として海洋法会議における77カ国グループの活動を上げている。またその他の例として、承認の分野における宣言的効果説の主張、条約法の分野における不平等条約の無効の主張、侵略に関する特別委員会での種々の提案のように、非同盟諸国は国際法に対して大きなインパクトを与えている。

第9章は結論であるが、以上に述べてきたことを要約している。

III

著者も指摘するように、非同盟は国連憲章の諸規定と一致すると共に現代国際法の諸原則とも合致するものである。伝統的国際法に対する現代国際法の特徴の一つとして戦争の違法化が上げられる。国際法の最も重要な淵源の一つである国連憲章は、第2条4項で武力による威嚇または武力の行使を禁止し、また第2条1項は国際紛争の平和的解決を規定している。非同盟の資格基準の第一は平和共存の支持であるが、上記の原則と一致するものである。

また、伝統的国際法は植民地支配を合法化していたが、現代国際法は民族自決権を承認している。この権利によって、従属の下におかれている人民は独立する権利を有すると共にすべての人民はその政治的地位を自由に決定し

またその経済的、社会的、文化的発展を自由に追求する権利を有している。国家は国際法上の義務を誠実に履行しなければならない義務を負っている。非同盟の資格基準の第二は民族解放運動への支持であるが、上記の原則と一致するものである。

また、本書も指摘するように、非同盟は国連の集団安全保障体制の原則に一致するものである。即ち、非同盟の資格基準の第三の多数国間軍事同盟に参加しないこと、第四の二国間軍事同盟条約を締結しないこと、および第五の外国軍事基地を認めないこと、の基準は集団安全保障の原則に一致する⁽¹⁾。例えば、北大西洋条約やワルソ条約のように集団的自衛権を締結の根拠にしているが、憲章第51条の自衛権はあくまでも例外的なものである。本書の述べるように、非同盟が現在の国連の集団安全保障をマヒさせている原因ではなく、大国の対立がその機能をマヒさせている元凶である。さらに、これらの軍事同盟や外国軍事基地は、他国への武力による威嚇に相当することにもなるであろうし、地域人民の民族自決権をも侵害する恐れがあるであろう。

本書は、現代国際法の下において、現在無視することができない非同盟の枠組を構築したことは大きな成果といわなければならない。非同盟は、国際政治学や国際関係論の視点から分析したものはかなりのものに達するが、国際法的分析はまだ十分行なわれていない。もっとも、以上の理由から、本書の分析が問題提起にのみ終り、綿密性を欠いている側面があることはやむを得ないことといわなければならないであろう。

最後に、非同盟は冷戦の中で登場してきた。その意味で基本的には冷戦にまきこまれまいとする所にその根源がある。しかし、現在では新国際経済秩序の樹立に関する活動に示されるように、非同盟は一つの勢力として民主的な国際法の構築に大きな貢献を行なっていることに注目されなければならないであろう。

(1) 曾我英雄著、「現代日本法と国際法」、241～245頁参照。また、民主主義科学者協会法律部会国際法グループ、「新しい民主的秩序をめざして——IADL 第11回大回第1・第2議題のために——」, 36～38頁参照。